

発議第 1 号

太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について

太宰府市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別案のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚 様

提出者 太宰府市議会議員 長 谷 川 公 成

賛成者	太宰府市議会議員	神 武 綾
	〃	小 畠 真 由 美
	〃	笠 利 毅
	〃	徳 永 洋 介
	〃	宮 原 伸 一

理 由

太宰府市議会基本条例第 15 条の規定により実施した検証の結果、条例の一部を改正する必要があるため。

太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市議会基本条例（平成 26 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 10 条」を「第 10 条・第 11 条」に、「第 11 条」を「第 12 条」に、「第 12 条」を「第 13 条」に、「第 13 条・第 14 条」を「第 14 条・第 15 条」に、「第 15 条」を「第 16 条」に改める。

第 11 章中第 15 条を第 16 条とする。

第 10 章中第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とする。

第 9 章中第 12 条を第 13 条とする。

第 8 章中第 11 条を第 12 条とする。

第 7 章中第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（災害時の対応）

第 11 条 議会は、災害時においても、議会機能を維持するよう努めなければならない。

2 災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。